

特集

高齢者福祉サービス

10月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

高齢者の多様なニーズを地域で支える

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、高齢者の多様なニーズを地域全体で支えることを目的に、10月1日から、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。

この事業は、65歳以上の人を対象として、市町村が実施するものです。介護保険の認定を受けていなくても、基本チェックリストにより、一人ひとりの生活に合わせたサービスを利用できるようになります。

住み慣れた地域で、自立しながら安心して暮らしていくためにご利用ください。



総合事業の種類は2種類です

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人（事業対象者）が利用できるサービスです。

「一般介護予防事業」は、65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。



介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
<p>これまで全国一律の介護予防給付として提供していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を市の事業に移行します。</p> <p>10月1日以降に新たに要支援の認定を受ける人と、チェックリストにより事業対象者となった人から、順次、総合事業に移行します。これまでと同様のサービスを、これまでと同様の負担（1割 ※一定以上所得がある人は2割）で受けることができます。</p>	<p>65歳以上の人を中心に、これまでの介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら、自助・互助・公助の仕組みを広げていくものです。</p>

利用までの流れ

